

「美容所の使用前の確認」＜審査基準＞

○美容師法（昭和三十二年六月三日法律第百六十三号）

（美容所の使用）

第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

（美容所について講ずべき措置）

第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 常に清潔に保つこと。
- 二 消毒設備を設けること。
- 三 採光、照明及び換気を充分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

○美容師法施行規則（平成十年一月二十七日厚生省令第七号）

（清潔保持の措置）

第二十六条 法第十三条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

（採光、照明及び換気の実施基準）

第二十七条 法第十三条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 二 換気 美容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

○美容業に係る衛生措置等に関する条例（平成十二年三月二十八日条例第九号）

（美容所について講ずべき措置）

第二条 美容師法第十三条第四号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 美容所には、美容の作業を行う場所（以下「作業所」という。）と待合所とを区分して設けること。
- 二 作業所の床面積は、美容いす二台までは十三平方メートル以上とし、美容いす一台を増すごとに三平方メートル以上増すこと。
- 三 待合所の床面積は、作業所の床面積の八分の一以上とすること。
- 四 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 五 皮膚に接する器具を消毒する設備は、一箇所とすること。